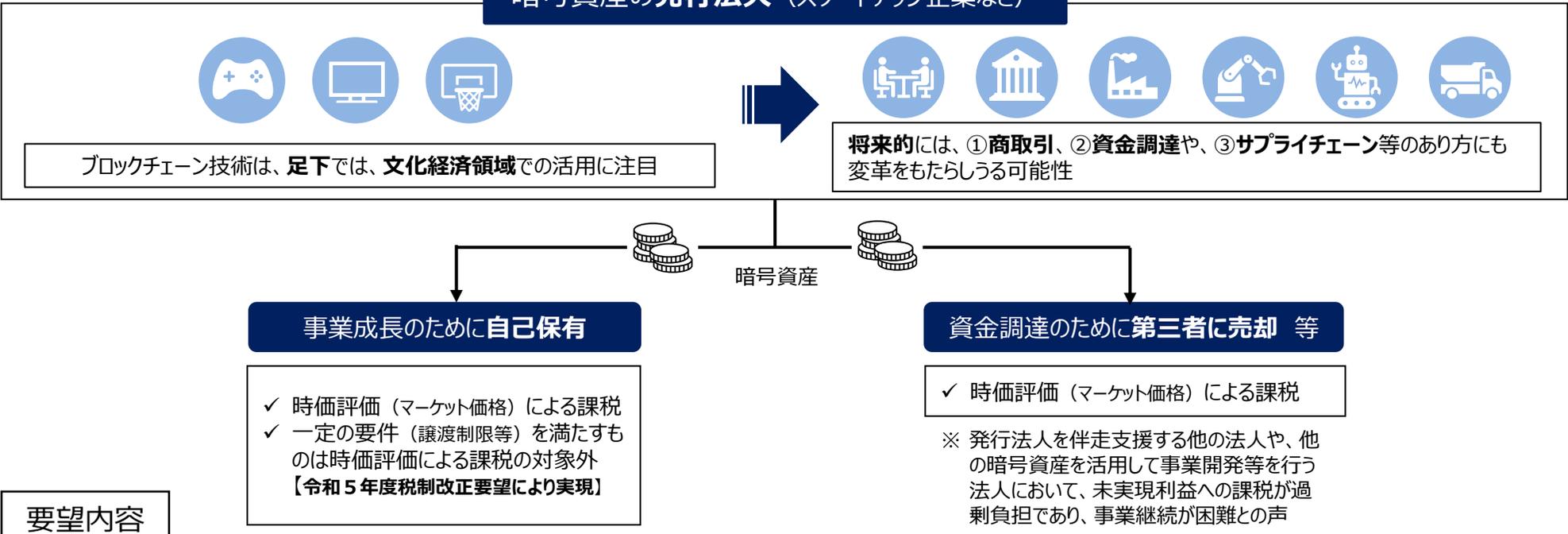


第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し (法人税、法人住民税、事業税) [金融庁主管、経済産業省において共同要望]

その他

- **内国法人が有する暗号資産***のうち活発な市場が存在するものについては、税制上、**期末に時価評価し、評価損益**（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）は**課税の対象**とされている。
*一定の自己発行の暗号資産を除く（令和5年度税制改正により措置）。
- こうした取扱いは、**ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有する内国法人に対して、キャッシュフローを伴う実現利益がない**（＝担税力がない）中でも**課税**がなされるものとなり、見直しを進める必要がある。

現行制度



要望内容

○Web3推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する観点から、法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税に係る見直しを進めること。